

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人スポーツ安全協会（以下「本協会」という。）定款第17条、第38条及び第51条の規定に基づき、役員及び評議員等（役員、評議員及び顧問をいう。以下同じ。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員の報酬等)

第2条 会長には、月額報酬及び特別手当を支給する。

2 常勤役員（専務理事及び常務理事をいう。以下同じ。）には、月額報酬、特別手当、退職手当、調整手当及び通勤手当を支給する。

3 非常勤の役員（会長を除く。）及び評議員並び顧問（以下「非常勤役員等」という。）には、第4条に定める報酬を支給する。

(月額報酬)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する月額報酬の額は、次の各号に定めるとおりとし、職員給与の支給日に支給する。

(1) 会 長 月額 300,000円

(2) 専務理事 月額 793,000円

(3) 常務理事 月額 720,000円

2 会長は、常勤役員の勤務の態様及び当協会の財政状況等を勘案して必要と認めた場合は、理事会の承認を得て、前項の月額報酬の額を減額して支給することができる。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等が本協会の評議員会及び理事会並びに他の会議等に出席したときは、報酬を支給する。なお、監事による監事監査も同様とする。

2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円とする。ただし、本人の申し出により、これを辞退することができる。

(特別手当)

第5条 会長には、第2条第1項に規定する特別手当として、6月期及び12月期に、それぞれ60万円を支給する。

2 常勤役員には、第2条第2項に規定する特別手当として、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95条）における指定職俸給表の適用を受ける職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給の例に準じて計算した額に10万円を加算した額を支給する。

3 特別手当は、職員の特別手当の支給日に支給する。

(退職手当)

第6条 第2条第2項に規定する退職手当は、常勤役員が退任した場合に支給する。

2 退職手当の額は、在職1月につき、退任した日におけるその者の月額報酬に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

3 俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の額は、在職期間中、現に支給を受けた月額報酬の合計額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(調整手当)

第7条 第2条第2項に規定する調整手当の月額は、月額報酬の額に100分の15を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 第2条第2項に規定する通勤手当の額は、公益財団法人スポーツ安全協会職員給与規程(昭和46年10月1日制定)第20条の規定に準じて計算した額とする。

(費用)

第9条 本協会は、役員及び評議員等がその職務を行うために要する旅費等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準とし、これを公表するものとする。

(補則)

第11条 定款及びこの規程に定めるもののほか、役員等の報酬等の支給に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 役員給与規程(平成15年4月1日制定)及び役員退職手当規程(昭和50年10月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１７日一部改正）（評議員会決議日）

- １ 改正後の本規定は、令和４年３月１７日より施行し、令和４年３月３日から適用する。
ただし、施行日における非常勤の役員等に対する退任功労金の支給については、なお従前の例による。
- ２ 前項ただし書きの規定を適用するにあたり、令和４年３月３１日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結時まで在任した非常勤の役員は、退任功労金の支給に関しては、当該定時評議員会の終結時に退任したものとみなす。
- ３ 第１項ただし書きの規定を適用するにあたり、令和６年３月３１日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結時まで在任した評議員は、退職功労金の支給に関しては、当該定時評議員会の終結時に退任したものとみなす。
- ４ 前２項に規定する非常勤の役員等に対しては、改正前の本規程第９条の「また、引き続き他の非常勤の役員等に就任した者については、退任功労金は支給しない。」との規定は適用しない。

附 則（令和６年６月２５日一部改正）（評議員会決議日）

- １ 改正後の本規定は、令和６年６月２５日より施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和８年６月１６日一部改正）（評議員会決議日）

- １ 改正後の本規程は、令和８年６月１６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。